

第4章 水門設備

第1節 通則

4-1-1 適用

この章は、河川・水路用水門設備(以下「水門設備」という。)及びダム用水門設備に適用する。

なお、ダム用水門設備は、放流設備、制水設備、取水設備、放流管、放流ゲート・バルブをいい、河川・水路用水門設備には、河川に設置する水門、堰、樋門・樋管及び水路に設ける水位調節用門扉、排水・放水用門扉等を含むものとする。

4-1-2 一般事項

1. 水門設備の構造

水門設備は、設計図書に示される水位等の荷重条件に対して必要な強度、剛性を有し、耐久性に富み、安全な構造とするものとする。

2. 水門設備の機能

水門設備は、水密を保ち、開閉が確実であるとともに、運転操作及び維持管理の容易な構造にするものとする。

3. 技術基準等

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準等に準拠するものとする。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| (1) 鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編) | (農林水産省) |
| (2) 水門鉄管技術基準 | (水門鉄管協会) |
| (3) ダム・堰施設技術基準(案) | (ダム・堰施設技術協会) |
| (4) バルブ設備計画設計技術指針 | (農林水産省) |
| (5) 施設機械工事等施工管理基準 | (農林水産省) |
| (6) 電気設備計画設計技術指針(高低圧編) | (農林水産省) |
| (7) 電気技術規程(JEAC) | (日本電気協会) |
| (8) 電気技術指針(JEAG) | (日本電気協会) |
| (9) 高圧受電設備規程 | (日本電気協会) |
| (10) 内線規程 | (日本電気協会) |
| (11) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) | (電気学会) |
| (12) 日本電機工業会規格(JEM) | (日本電機工業会) |
| (13) 電子情報技術産業協会規格(JEITA) | (電子情報技術産業協会) |
| (14) 電池工業会規格(SBA) | (電池工業会) |
| (15) 日本電線工業会規格(JCS) | (日本電線工業会) |

(16) コンクリート標準示方書

(土木学会)

4-1-3 使用材料

1. 一般事項

水門設備に使用する主要部材の最小板厚は、技術指針等によるものとする。

2. 鋼板の板厚・余裕厚

受注者は、水門設備に使用する主要部材の材質に対する鋼板の板厚使用範囲及び余裕厚は、技術指針等によるものとする。

3. 防食対策

据付後に塗装が不可能な水門扉、その他保守管理の困難な部材については、設計図書に示す防食対策を施すものとする。

4-1-4 構造計算及び容量計算

水門設備および付属設備の構造計算及び容量計算は、技術指針等によるものとする。

4-1-5 銘板

1. 一般事項

受注者は、水門設備に水門扉等の名称・径間・扉高（放流バルブ口径）、設置年月、製作会社名等を明示した銘板を設けなければならない。

2. 銘板

銘板は、JIS Z 8304(銘板の設計基準)に準ずるものとし、仕様は下表を標準とする。

表4-1-1 銘板仕様

仕 様	エッチング(凸式)銘板又は機械彫刻式銘板
寸 法	200×315(mm)、250×400(mm)、315×500(mm)、400×630(mm)
材 質	黄銅板、青銅鋳物、ステンレス鋼板のいずれか

4-1-6 操作要領説明板

1. 一般事項

受注者は、機側操作盤の操作場所に操作の手順等を記入した操作要領説明板を見やすい位置に設けなければならない。なお、操作要領説明板の仕様は下表を標準とする。

表4-1-2 操作要領説明板

仕 様	機械彫刻式銘板
材 質	アクリル板(白)
寸 法	900×1200(mm)程度

4-1-7 付属工具

1. 一般事項

受注者は、水門設備の保守管理に必要な付属工具を納入するものとする。

2. 付属工具の種類及び数量

付属工具の種類、数量及び格納方法は設計図書によるものとし、付属工具数量表を工具納品時に添付するものとする。

第2節 扉体及び戸当り

4-2-1 扉体

1. 一般事項

扉体は、設計図書に基づく荷重に対する強度と剛性を有するとともに、振動、衝撃、座屈に対する安全な構造とし、水密確保、放流、排砂を考慮したもので、有害な振動及びキャビテーションを起こさない形状とする。

また、扉体が流水に対して水理的に適切な形状とするために、次の事項について留意すること。

- (1) 下端放流を行うゲートの扉体底面については、水理的に良好な傾斜を設けるものとする。また、扉体下端リップ部形状は、放流時の水理力により有害な振動が発生しないような構造として、水脈はく離点を明確にするものとする。
- (2) 扉体上部を越流する場合は、有害な負圧が生じない形状とするとともに、越流水脈による振動発生が予想される場合は、スポイラ等により振動を防止する構造とする。また、扉体の上部の左右端には整流板を設け、整流作用及びシーブ、ワイヤロープ等の保護を図るものとする。

2. 他の構造物との干渉

扉体のあらゆる開度において他の構造物と干渉せず、円滑に開閉動作が出来る配置とするものとする。

3. 転倒

扉体動作範囲全ての位置において、風や地震時慣性力によって扉体が転倒しない構造とするものとする。

4. 接合方法

主桁の構造は溶接接合とするものとする。ただし、監督職員と協議のうえリベット及びボルト接合又はピン接合によることが出来る。

5. スキンプレート

- (1) スキンプレートは、水密の働きをし、上流と下流の分界点となるので、その取付位置を扉体の構造、水理特性及び保守管理等を考慮して決定するものとする。
- (2) スキンプレートは、水圧荷重に対して支持条件に合った構造系として設計を行うものとする。

6. サイドローラ・シュー

必要に応じて扉体には、サイドローラ又はシューを設けるものとする。その他、必要がある場合には扉体を円滑に開閉、保持させるための補助ローラを設けるものとする。

7. 溜水

扉体に溜水が生じない構造とする。

8. 溶接

扉体を溶接接合する場合に連続溶接としなければならない。

9. 塗装

扉体に対し塗装不可能な部分を生じさせてはならない。なお、箱形断面や他の部材等との隙間が小さいなど、構造上やむを得ず塗装不可能な部分が生じる場合は、十分な防食対策を施すかステンレス鋼材等耐食性を考慮した鋼材を使用するものとする。ただし、完全密閉部の内面についてはこの限りではない。

10. 点検・整備時の配慮

扉体は、必要に応じて点検・整備のために吊上げ脱着可能な構造とする。

11. 保守点検用の構造

扉体には、必要に応じて保守点検用の歩廊・手摺・タラップ等を設けるものとする。

12. 扉体の分割

扉体の分割に当たっては次によるものとする。

- (1) 分割箇所は、断面性能上応力が低い箇所とする。
- (2) 分割箇所の現場接合が容易に出来る箇所とする。
- (3) 分割ブロックは、輸送及び据付時に変形なきよう、必要に応じて支持材で保持するものとする。

13. シェル構造ローラゲート

シェル構造ローラゲートの扉体は、底面板には通水口を設け、扉体背面又は上面には、給排気口を設けるものとする。なお、通水口（小口径のものを除く）及びマンホールは補強板で補強し、通水口はごみの侵入が防止出来る構造にするものとする。

14. 半円形多段式ゲート

半円形多段式ゲートの扉体は、両端をヒンジとした半円アーチ桁で構成し、支承部には主ローラ及びガイドを設けるものとする。

15. 円形ゲート

円形ゲートの扉体は、その上・下端部に補強リングを設け、その円周上にガイドローラを設けるものとする。

16. 取水設備

取水設備の扉体・通水部は、空気の巻込みや有害な振動が発生しない構造にするものとする。

17. 起伏ゲート

起伏ゲートの扉体は、操作可能な開度において有害な振動を起こさない形状、支持構造とするものとする。

18. 扉体付シーブ

扉体付シーブは、次によるものとする。

- (1) 扉体のシーブ部は、保守点検が容易にでき、取外しが可能な構造とし、シーブ軸は回転しないように回り止めを施すものとする。なお、シーブ軸は休止装置と兼用し

ないものとする。

- (2) 扉体のシーブ軸受けは、無給油滑り軸受を使用し、シーブ軸はステンレス鋼を使用するものとする。なお、メッキはジャーナル部の軸端まで施すものとする。
- (3) 扉体シーブ軸受への給油は、作業が容易に出来る位置へグリースニップル又は給油管を取付けるものとする。
- (4) 扉体のシーブ部は、ワイヤロープはずれ防止のための処置を施すものとする。
- (5) シーブの取付位置は、扉体の重心計算を行って決定するものとする。

4-2-2 支承部

1. 一般事項

支承部は、扉体等に作用する荷重を安全に戸当り又は固定部へ伝達することが出来る強度及び剛性を有する構造とするものとする。

2. 保守管理

支承部は、扉体を円滑に操作でき、保守管理の容易な形式・構造とするものとする。

3. ローラ部

ローラ部については、次によるものとする。

- (1) ローラ部は荷重に対して安全で、扉体のたわみ、傾斜、温度変化による伸縮に対応出来る強度及び構造を有するものとする。
- (2) 主ローラの取付位置は、扉体に加わる荷重を出来るだけ均等に支持するように配置し、過大な偏荷重を受けない構造にするものとする。
- (3) ローラ及びローラ軸は、扉体から分解出来る構造とする。また、ローラ部は、保守点検時に回転確認が極力行える構造とするものとする。
- (4) ローラ軸受には、無給油滑り軸受、軸にはステンレス鋼を使用するものとする。
- (5) ローラ軸は、回転しないように回り止めを施すものとする。
- (6) ローラ軸受へ給油を行う場合は、作業が容易に出来る位置へ、グリースニップル又は、給油管を取付けるものとする。

4. 摺動部

摺動部は、扉体からの荷重を戸当り側に十分安全に伝達させる構造とし、操作時に円滑な動作が得られるようにするものとする。

4-2-3 戸当り

1. 一般事項

戸当りの形状は、水門扉の形式に適したものとする。

2. 構造・強度

ローラゲート及びスライドゲートの戸当りは、作用荷重他によって生ずる反力を確実に堰柱、堤体等のコンクリート構造部分に伝達出来る構造及び強度とする。

3. 戸溝形状

ローラゲート及びスライドゲートの戸溝の形状及び寸法は、ゲート操作時の流水の影響を考慮して決定するものとする。

4. クリアランス

ローラゲート及びスライドゲートの戸溝と扉体（主ローラ、フロントローラ及びサ

第4章 水門設備

イドローラ)とのクリアランス決定に当たって、水密性の確保、扉体の円滑な開閉、扉体休止装置の作動、操作時及び着床時の扉体の傾き及び温度変化による扉体の伸縮を考慮するものとする。

5. 底部戸当り

コンクリート継目と交差する底部戸当りには、床板コンクリートの継目に合わせ水密を保持し伸縮に追従出来る伸縮継手を設けるものとする。

6. 水密面及びローラ踏面

水密面及びローラ踏面は、次によらなければならない。

- (1) 戸当りの水密ゴム当たり面には、ステンレス鋼を使用するものとする。
- (2) ローラゲート戸当りのローラ踏面は、ステンレス鋼とし、硬度は主ローラの硬度以上とするものとする。
- (3) 水密面及びローラ踏面は、所定の平滑度を有し、水密を確保するとともに、ローラやシューの通過が円滑に行えるものとする。

7. 戸当りの構造

戸当りの構造決定に当たっては、現地での据付け作業及びコンクリート充填作業を考慮した構造でなければならない。

8. 保守点検の考慮

将来の水密ゴムの取替え、扉体端部の点検、ローラの保守点検及び取替えを考慮した構造の取外し戸当り等を設置するものとする。

4-2-4 水密構造

1. 一般事項

水密部構造は、扉体全閉時において必要な水密を保持出来るものとし、かつ保守管理の容易なものとする。

2. たわみ・伸縮

水密部構造は、水圧や温度変化による扉体のたわみや伸縮に対して水密が保持出来るものとする。

3. 流水・落下物

水密部構造は、水密部に対し流水及び落下物による損傷を受けにくい構造とする。

4. 振動・キャビテーション

水密構造は、有害な振動、キャビテーションを起こさない構造とする。

5. 摺動抵抗

水密構造は、摺動抵抗を小さく、まくれを生じない構造とする。また、将来ゴムが劣化した場合にも、まくれが生じにくい構造とする。

6. 多段式ゲート

多段式ゲートの扉間水密構造の決定に当たっては、ローラと戸溝のクリアランスによる扉体の傾き、水圧荷重による扉体のたわみ量を考慮するものとする。

7. 底部水密部の形状

下端放流形式の底部水密部形状には、最小開度放流時に有害な振動が発生しないよう考慮するものとする。

8. 水密ゴムの材質等

水密ゴムの材質は、設計図書によるものとし、形状・寸法に対し、ゲート設備の使用条件（全閉時作用水圧、操作時作用水圧、操作頻度）、設置場所の自然条件を考慮するものとする。

9. 水密ゴムの取付

水密ゴムの取付位置と構造は、保守管理の作業性を考慮して決定するものとする。
また、取付部は、将来の水密ゴムの取替えが容易に行える構造とする。

4-2-5 固定部

1. 一般事項

固定部は、次によらなければならない。

- (1) 固定部は、作用荷重について、安全確実に堰柱又は堤体へ伝達する構造であるとともに、強度と剛性を有し、扉体並びに支承部の形式、荷重の大きさ、荷重を伝達する堰柱又は堤体の構造に適した形状とする。
- (2) 回転摺動部は、確実に回転摺動するとともに、所定の開閉力に対して過大な摩擦力とならない構造とする。
- (3) ローラ軸受へ給油を行う場合は、作業が容易に出来る位置へ、グリースニップル又は給油管を取付けるものとする。

2. ラジアルゲート

ラジアルゲートは、次によらなければならない。

- (1) トラニオン軸受部は、トラニオン軸受からのピンの抜け落ち及びゲート操作時の共回りを防止する構造とする。
- (2) トラニオン軸受部は、スラスト方向力、ラジアル方向力にも対応出来る構造とする。
- (3) トラニオン軸受には、無給油滑り軸受を使用し、軸の材質はステンレス鋼を標準とする。
- (4) トラニオンガーダは、温度変化による伸縮に対応出来る構造とする。
- (5) 支圧板方式のアンカレッジは、上流端に設計荷重を支持出来る面積の支圧板を有するとともに、テンションビームを全長にわたってコンクリートから絶縁するものとして部材断面を決定する。
- (6) 付着方式のアンカレッジは、堤体コンクリートとの剥離が生じない配置及び構造とする。
- (7) PCアンカー方式のアンカレッジは、荷重の分散が均等になるようにアンカーの配置及び本数を定めるものとし、所定の機能を確保するための緊張力を確実に導入出来る構造のものとする。

3. 起伏ゲート

起伏ゲートの固定部は、地震の慣性力及び偏流等による横荷重に対して、扉体の横移動を防止する構造とする。

4. マイタゲート

マイタゲートの固定部は、扉体の開閉に必要な回転摺動を確実にを行うとともに、任

意開度における扉体自重及び水圧荷重を支持出来る構造とする。

第3節 開閉装置

4-3-1 開閉装置

1. 一般事項

開閉装置は、使用条件や設置環境等を考慮するとともに長期にわたり確実に開閉出来る耐久性を有し、保守管理の容易な構造とする。また、フレームは、荷重を確実に堰柱、門柱、堤体、又は架台に伝達するとともに、滴下付着した油脂類の清掃が容易に出来るもので、溜水の生じない構造とする。

2. 動力伝達構造

動力伝達構造は、耐久性に富み、滑りや過大な遊びのないものとする。

3. 電動機

電動機は、使用条件に対応した頻度で始動、停止を繰り返し運転しても支障のないものとする。また、±10%の電圧変動あるいは、±5%の周波数変動に対して定格出力の使用に支障のないものとする。

4. 点検・整備用設備

開閉装置室には、設計図書に示す位置に点検・整備用設備を設けるものとし、吊金具の場合には許容吊荷重を表示するものとする。

5. 表示部

機械式開度計の表示部は、機側の操作位置から見やすい位置に設けるものとする。

6. 制限装置

開閉限界での逸脱を防止するため、リミットスイッチやストッパーなどを設けるものとする。

7. アンカーボルト

ラック式開閉装置等の固定用アンカーボルトは、押し下げ時の反力を考慮し、コンクリート構造物と強固に固定するものとする。

4-3-2 保護装置等

1. 一般事項

開閉装置には、水門扉の目的及び使用環境、開閉装置構造を考慮した、確実に作動する保護装置を設けるものとし、非常用の保護装置は、通常使用する保護装置とは独立して作動するものとする。なお、開閉装置に具備すべき保護装置については、関連する基準等による。

2. 過負荷防止装置

過負荷防止装置は、保護継電器（3Eリレー）等の電氣的なものを基本として、開閉装置の形式に合わせて他形式の過負荷防止装置と併用するものとする。

3. 扉体傾斜調整装置

左右独立した開閉装置を有する設備には、左右開閉装置の同調誤差により生ずる扉

体の傾斜を調整する扉体傾斜調整装置を設けるものとする。

4. インターロック装置

主動力と予備動力（手動を含む）の切替時においては、同時操作が不可能となるインターロック装置を設けるものとする。また、切替中に扉体の自然落下を防止する機構又は装置を設けるものとする。

5. メッセンジャーワイヤ

扉体に取り付けたメッセンジャーワイヤで扉体開度装置、扉体傾斜調整装置等の作動を行う場合、メッセンジャーワイヤはステンレス鋼製とし、メッセンジャーワイヤ等が堰柱等の本体構造物に触れない構造とするものとする。

6. ストッパー等

手動式及びエンジン駆動式開閉装置を使用した場合、扉体の上昇により戸当りからのはずれがないようストッパー等を設けなければならない。

4-3-3 ワイヤロープウインチ式開閉装置

1. 一般事項

動力伝達歯車、ドラム、軸は、両端支持構造とする。これ以外の場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

2. 安全カバー

歯車、ブレーキその他高速回転部には、取外し及び点検が容易な安全カバーを設けるとともに、歯車部には給油点検用の窓を設けるものとする。

3. 油圧装置

受注者は、ワイヤロープウインチ式開閉装置を油圧式とする場合は、設計図書によるほか油圧装置に係わる仕様は4-3-4油圧式開閉装置によるものとする。

4. 電動機形式

電動機形式は、設計図書に指定の無い限りかご形、特殊かご形又は巻線形とし、保護構造は原則として全閉防まつ外被表面冷却自力形で、絶縁はE種(JIS C 4003)以上とする。

5. 制動装置

制動装置は、次によるものとする。

- (1) 動力伝達系統には確実に制動出来る2系列の制動装置を設置するものとする。
- (2) セルフロックが可能な減速機を使用する場合は、1系列(電動機内蔵制動機)でよいものとする。
- (3) 内燃機関又は手動の開閉装置には、扉体の自重降下を防止する制動装置を設けるものとする。

6. 減速装置

減速装置は、次によるものとする。

- (1) 密閉形減速機には、油面計、ドレーンプラグ、給油口等を設けるものとする。

7. 動力伝達軸等

動力伝達軸等は、次によるものとする。

- (1) 動力伝達軸及び継手については、所定の伝達動力、自重及びその他の外力に対応

第4章 水門設備

出来る強度と剛性を有するものとする。なお、その他の外力は設計図書による。

- (2) 軸にキー溝又はスプライン機械工作加工を施す場合は、これによる切欠効果を考慮するものとする。
- (3) 軸径は、応力集中を配慮して急激な変化を避けるものとする。

8. 軸受

軸受けは、次によるものとする。

- (1) 主要な軸受への給油については、個別給油もしくはその他の給油方式により確実に給油出来る構造とする。
- (2) 軸受の取付けボルトは確実なゆるみ止めを行うものとする。
- (3) 回転を伝える動力伝達軸の軸受は、同一軸に対して3箇所以上設けないものとする。

9. 歯車

歯車は、動力伝達に必要な強度、硬度、精度を有するものとする。

10. ドラム

ドラムは、次によるものとする。

- (1) ドラムは、ロープ溝付構造とし、ロープ溝については機械加工を施すものとする。捨て巻数は3巻以上とし、ワイヤロープの端部はドラムに確実に固定するものとする。
- (2) 鋼板製溶接構造の場合は、必要に応じて焼なまし等の応力除去処理を行うものとする。
- (3) ドラム及びドラムギヤの下には、清掃時に脱着が容易な油受けを設けるものとする。

11. ワイヤロープ

ワイヤロープは、次によるものとする。

- (1) ワイヤロープは、プレテンション加工を施したものを使用し、ステンレス鋼製以外のワイヤロープは、亜鉛メッキ加工等の防錆処理を施したものを使用するものとする。なお、プレテンション加工は、ワイヤロープ規格破断荷重の40%で30分間保持し、これを2回繰り返すものとする。
- (2) ワイヤロープには、環境条件等に適したロープ油を選択し塗布するものとする。
- (3) 端末加工については、ドラム固定部以外は合金鋳込みソケット止めとする。
- (4) ワイヤロープの端末には、扉体の傾斜やワイヤロープの伸びを容易に補正出来る調整金物を取付けるものとする。

12. シーブ部

シーブ部は、次によるものとする。

- (1) シーブ部は、保守点検が容易にでき、取外しが可能な構造とし、シーブ軸は回転しないように回り止めを施すものとする。なお、シーブ軸は休止装置と兼用しないものとする。
- (2) シーブ軸受けは無給油滑り軸受を使用し、シーブ軸の材質はステンレス鋼を標準とする。

(3) シーブ軸受へ給油を行う場合は、作業が容易に出来る位置へ、グリースニップル又は給油管を取付けるものとする。

(4) シーブ部には、ワイヤロープはずれ防止のための処置を講ずるものとする。

13. 扉体休止装置

扉体休止装置を設ける場合は、手動式又は着脱を扉体の上昇・下降により自動的に行う無動力式とする。また、操作性を考慮して電動式とする場合は、手動でも操作できるようにする。

4-3-4 油圧式開閉装置

1. 作動油

使用する作動油については、使用機器の温度変化その他の使用条件を満足するものとし、装置は作動油の入替え、補給、空気抜き等が容易なものとする。

2. 油圧配管

コンクリートの継目及び機器の立ち上がりに油圧配管を設ける場合は、その構造はフレキシブルなものとする。

3. 油圧力

油圧装置の油圧力については、7MPa、14MPa 又は 21MPa を標準とし、選定は設計図書によるものとする。

4. 油圧ユニット

油圧ユニットは、次によるものとする。

(1) 電動機直結形油圧ポンプ、作動油タンク、リリーフバルブ、方向制御弁、油量調整弁、作動油自動ろ過装置等により構成され、使用する機器材料は耐久性に富んだものとする。なお、設計図書に明示した場合を除き各ゲートごとに1基ずつ設けるものとする。

(2) 油圧発生部・制御部は、油圧ユニット1台に対して100%容量のものを2系列設けるものを標準とし、交互運転、単独運転とも可能な構造とする。

(3) 駆動機器、制御機器、計器類等には、全体を覆う鋼製カバーを設けるものとし、前面には両開き扉を付けるものとする。また、両開き扉には、内部監視可能なように一部透明窓を設けるものとする。なお、カバーは内部機器類の点検・保守管理が容易な構造とする。

(4) 油圧ポンプ吐出側には、使用条件に適したアンロード回路を構成するものとする。

5. 油圧配管

油圧配管は、次によるものとする。

(1) 油圧ユニット内外の油圧配管の材質はステンレス鋼とする。また、管継手もステンレス鋼とし、伸縮、沈下等に対応出来る構造のものを使用するものとする。

(2) 油圧ユニットと油圧配管との間に、点検時の作動油の流出を防止する目的で、吐出側、戻り側に各々ストップバルブを設ける。なお、ストップバルブの材質はステンレス鋼とする。

(3) 油圧ユニットと油圧配管との接続口は、JIS. B. 2291 油圧用 21MPa 管フランジとし、材質はステンレス鋼とする。また、フランジ取付けボルトの材質もステンレス鋼と

第4章 水門設備

する。

- (4) 油圧配管用のゴムホースを用いる場合は、使用範囲は可能な限り短くする。なお、ゴムホースの口金には耐食性材を使用するとともに、ホースの取替え時を考慮して、両端部にはストップバルブを設けるものとする。
- (5) 開閉装置架台における配置は床下とし、同架台上より点検出来るように架台床面は取外し可能な構造とする。

6. 作動油タンク

作動油タンクは、次によるものとする。

- (1) 容量は、シリンダ寸法、配管長さ、アキュムレータ容量及びポンプの運転時間を考慮し、タンク内の油温が使用作動油及び使用ポンプの適性温度(一般的に 55℃以下)に保たれるように決定するものとし、材質は、ステンレス鋼とする。また、油面計、給油口、排油口、エアブリーザ、温度計を備えるものとし、設置地域又は使用条件によってはヒータも備えるものとする。
- (2) 作動油タンクは、見易い位置に点検窓を設け作動油の量及び質が容易に確認でき、保守管理が容易な構造とする。
- (3) 作動油タンクの設置条件により、作動油タンクの保守点検又は作動油の取替え等保守作業時等もしくは予測し得ない作動油タンクの破損時等に作動油が直接河川等へ流出することが考えられる場合は、油受け等の流出防止対策を施すものとする。また、引火点 250℃以下の作動油を使用する場合において、作動油の量が指定数量を超える場合、又は指定数量の 1/5 を超える場合は、消防法令又は市町村条令等を遵守するものとする。

7. 油圧シリンダ

油圧シリンダは、次によるものとする。

- (1) 開閉に必要な容量とストロークを有するとともに、その材料は耐圧性、耐久性に富んだものとし、圧力、荷重、振動及び座屈等に対する必要な強度を持つものとする。また、分解・組立の容易な構造とし、特にパッキン類は、耐油性等を有するものを使用するものとする。
- (2) ピストンロッドの材質はステンレス鋼とし、設計図書に指定が無い限り表面に硬質クロムメッキ(25 μ m/層×2層以上)を施すものとする。
- (3) ピストンパッキン取付部は、パッキンがめくれにくい構造とする。

8. 油圧モータ

油圧モータは、次によるものとする。

- (1) 開閉に必要なトルクと回転数を有するとともに、信頼性が高く耐久性を持つものとする。また、点検・整備が容易なものとする。
- (2) 油圧モータの形式は、設計図書に指定が無い限り往復式(ピストンモータ)とする。

9. 開度保持装置

開度保持装置は、次によるものとする。

- (1) 長時間にわたり部分開度放流等を行う水門扉には、必要に応じて電気式開度復帰